

2001年4月26日

小泉新総理に望む

社団法人 経済同友会

代表幹事 小林 陽太郎

小泉新総理を歓迎する。新総理には、旧来型の政治力学を超えた毅然たるリーダーシップの発揮を望みたい。心ある国民は、自民党に大きな不満を抱きつつ、野党にも多くを期待できない現実の中で、新総理が既存の枠組みにとらわれず、まさに解党的決意をもって、希望と活力のある国家づくりに向けて、陣頭に立って構造改革を断行することを待ち望んでいる。それはまた、世界第二位の大国としての日本に対する世界の期待でもある。

構造改革は、政治改革、行財政改革、司法改革、規制改革、社会保障改革、教育改革、郵貯改革、少子化対策など多岐にわたるが、これらについて方向感とともに具体的政策内容を明示し、手順を誤ることなく、しかも目に見える形で推進する必要がある。景気回復がなければ構造改革ができないという議論もあるが、その考え方が結局「失われた10年」をつくり出した。「構造改革」につなげる政策が、本格的景気対策の中心課題であることを、新総理には、是非施政方針の中で明確にしていきたい。

その点、先般発表された緊急経済対策の中に、不良債権処理等その萌芽が見えることは喜ばしい。しかし、それらは単に場つなぎの緊急策ではなく、国民が期待し理解する新しい国づくりの総合政策の一環として、優先順位の高いものから、着々と手を打っていくことが喫緊の課題である。

その場合重要なことは

- (1) 予算に制約がある以上、経済財政諮問会議を活用しつつ、官僚を省益の桎梏から解き放ち、既得権益につながる過去の省割り予算配分を排除して総理が勇断を持って予算の重点配分を行うこと。
- (2) 税制面においても、国際的整合性や社会の構造変化に配慮して、積極的な姿勢で経済に関与すること。
- (3) 国民に対して、社会保障等「受益と負担」のバランスが現在どうなっているか、国全体としてどのようなバランス調整が必要か、その結果、国民は何を期待でき、何に耐えねばならないかを、総理自ら率直かつ具体的に語りかけること。

である。

このような政策推進は、参議院選挙のスケジュールや結果とは無関係であり、いま直ちに始め、参議院選挙後もそれを継続する、明確な意思表示が必要である。むしろ、これらの政策実現に関する政治のリーダーシップとコミットメントこそが、参議院選挙における与党の評価につながることを強く意識して欲しい。

もちろんその遂行にあたっては、マスコミを先頭に国民的シナジーの結成が不可欠である。我々経済人も国民の一人として、全面的に協力する。

構造改革とは、ヒト・モノ・カネの資源を市場の変化に即して再配分し、活性化させることである。こうした資源配分的発想の一環として、この際、我々は以下の3点を提起したい。

(1)「老いも若きも生きがいを持って働く社会の枠組みづくり」=ヒト=

これからは、元気な高齢者が増える社会となる。年功序列を排し、若い人が実業の中心となることは、当然であるが、元気な高齢者も社会のいろいろな分野で大いに働いてもらう環境作りを積極的に推進するべきである。

老若男女あらゆる人々が生き生きと活躍するためには、まず雇用の流動化を促進する労働市場の構築と、社会的セーフティネットの整備が急がれる。特に高齢者では、介護・保育、教育の分野や、民間企業ばかりでなく、公的サー

ビスのアウトソーシング等活躍できる分野は無数にある。高齢者の活躍は、単に彼らの生きがいにつながるだけではなく、わが国の GDP に貢献する¹。その実現のためには、まさに国民の衆知を集め、被雇用者のニーズに合致するよう、斬新かつ多様な再雇用メニューを、インセンティブともども²用意する必要がある。またこのような再雇用メニューは、最近増加している無業者等潜在的な若手労働力や、構造改革の中で生じる余剰労働力の受け皿としても、間違いなく機能するはずである。

(2)「豊かな住まいづくりとより良い都市空間の創造」=モノ=

不良債権処理等を円滑に進めるためにも、旧来の公共事業ではなく、乗数効果の高い新たな需要を喚起する必要がある。IT 投資ももちろん重要だが、すべてに満ち足りたわが国において、残された需要はより良い住まいである。特に都市生活者において、その潜在的需要は大きい。緊急経済対策に掲げられる都市再生の諸施策と軌を一にして、この際、居住空間の倍増や、二世帯、三世帯家族による共有を、さらに奨励する等の政策を打ち出してはどうか。また、IT 対応、セキュリティー、耐震性等の面で競争力を失いつつあり、将来荒廃するおそれがあると言われている既存の古いビルとその周辺地域について、職住近接、都市のグリーン化を合言葉に、より良い都市空間を創造する必要がある。さらに、都市生活者の高齢化が進んでいる上に、郊外の高齢者の都心回帰も起こっている現状を踏まえると、住環境のバリアフリー化の支援範囲を民間建設住宅等都市生活全般により一層拡充することも考えられる。

これらのためには、不動産税制の見直しをはじめ、例えば特例として個人住宅に係る消費税の還付等、思い切った税制上の優遇措置や、建物周辺の公共スペース（道路、公園等）を、国・地方自治体が買い上げ、販売単価を引き下げ等の施策、さらには土地収用法の運用の強化も必要であろう。

¹ 60 歳以上で再就職した労働者の平均年収は約 284 万円（99 年）、60 歳以上の人口 2881 万人に対し雇用者数は 925 万人で労働力化率は 32.1%。この比率を 10% 高め、その所得がすべて消費され、かつ乗数効果 1 とした場合、GDP を 1.6% 押し上げる。

² 低所得であっても年金が減額される現行の在職老齢年金制度では、働く意欲があっても、それほどの実収が見込めない場合には働くことを抑制してしまう可能性がある。

(3)「個人が生き生きと投資できる、魅力ある株式市場に」 = カネ =

わが国の個人金融資産は、約 1400 兆円と世界に冠たる規模に達しているが、その半分以上が結果的に公的債務に投資されている。それが現在の安定的な国債等の消化に貢献していることは、よく知られているが、個人の資金が直接間接に株式等のリスク資産に向かわなければ、真の意味で経済の活性化が進むとはいえない。預貯金優遇から、証券投資優遇への政策転換を明確にする必要がある。そのためには、過去の大量発行で、明らかに過剰である余剰株式を、企業が自己消却することを大いに奨励して、株主価値や株式の需給関係を少しでも改善し、証券投資への環境整備に役立てなければならない。同時に株式投資に係わる税制を、小手先ではなく、真にインセンティブとなるよう思い切って改正し、個人投資家の本格的育成を図ることが重要である。

以 上